

正味財産増減計算書

令和5年 4月 1日から令和6年 3月31日まで

(単位 円)

科 目	当年度	前年度	増減	備 考
I. 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
①基本財産運用益	14,827,242	14,817,099	10,143	
基本財産受取利息	11,887,242	11,877,099	10,143	
基本財産受取配当金	2,940,000	2,940,000	0	
②特定資産運用益	3,203,407	2,318,563	884,844	
特定資産受取利息	3,203,407	2,318,563	884,844	
③受取会費	4,080,000	4,440,000	△ 360,000	
賛助会員受取会費	4,080,000	4,440,000	△ 360,000	
④受取寄附金	10,286,000	287,000	9,999,000	
受取寄附金	10,286,000	287,000	9,999,000	
⑤為替差益	3,151,872	1,622,711	1,529,161	
⑥雑収益	238	217	21	
受取利息	238	217	21	
経常収益計	35,548,759	23,485,590	12,063,169	
(2) 経常費用				
①事業費	21,840,142	19,745,277	2,094,865	
支払助成金	15,000,000	13,600,000	1,400,000	
支払表彰金	2,583,731	2,328,951	254,780	
給料手当	1,031,666	1,033,089	△ 1,423	
会議費	1,047,284	1,121,582	△ 74,298	
旅費交通費	748,833	638,190	110,643	
通信運搬費	34,569	38,120	△ 3,551	
消耗什器備品費	31,923	2,044	29,879	
印刷製本費	651,106	520,581	130,525	
諸謝金	640,800	414,800	226,000	
雑費	70,230	47,920	22,310	
②管理費	9,641,796	9,125,684	516,112	
役員報酬	5,194,700	5,040,000	154,700	
給料手当	968,334	966,911	1,423	
退職給付費用	55,000	66,000	△ 11,000	
福利厚生費	380,552	398,724	△ 18,172	
会議費	5,500	0	5,500	
旅費交通費	948,355	765,020	183,335	
通信運搬費	170,370	136,695	33,675	
消耗什器備品費	46,727	9,308	37,419	
消耗品費	138,344	124,808	13,536	
印刷製本費	89,814	5,549	84,265	
光熱水料費	121,990	115,279	6,711	
賃借料	1,095,600	1,095,600	0	
租税公課	600	600	0	
雑費	425,910	401,190	24,720	
経常費用計	31,481,938	28,870,961	2,610,977	
評価損益等調整前当期経常増減額	4,066,821	△ 5,385,371	9,452,192	
基本財産評価損益等	53,046,000	10,374,000	42,672,000	
特定資産評価損益等	5,684,516	1,073,225	4,611,291	
投資有価証券評価損益等	0	0	0	
評価損益等計	58,730,516	11,447,225	47,283,291	
当期経常増減額	62,797,337	6,061,854	56,735,483	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	62,797,337	6,061,854	56,735,483	
一般正味財産期首残高	794,236,318	788,174,464	6,061,854	
一般正味財産期末残高	857,033,655	794,236,318	62,797,337	
II. 正味財産期末残高	857,033,655	794,236,318	62,797,337	

正味財産増減計算書内訳表  
令和5年 4月 1日から令和6年 3月31日まで

(単位 円)

科 目	公益目的事業会計 公益目的事業	法人会計 (管理費)	合計	備 考
I. 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
①基本財産運用益	0	14,827,242	14,827,242	
基本財産受取利息	0	11,887,242	11,887,242	
基本財産受取配当金	0	2,940,000	2,940,000	
②特定資産運用益	3,203,407	0	3,203,407	
特定資産受取利息	3,203,407	0	3,203,407	
③受取会費	2,040,000	2,040,000	4,080,000	
賛助会員受取会費	2,040,000	2,040,000	4,080,000	
④受取寄附金	10,286,000	0	10,286,000	
受取寄附金	10,286,000	0	10,286,000	
⑤為替差益	3,151,872	0	3,151,872	
⑥雑収益	238	0	238	
受取利息	238	0	238	
経常収益計	18,681,517	16,867,242	35,548,759	
(2) 経常費用				
①事業費	21,840,142	0	21,840,142	
支払助成金	15,000,000	0	15,000,000	
支払表彰金	2,583,731	0	2,583,731	
給料手当	1,031,666	0	1,031,666	
会議費	1,047,284	0	1,047,284	
旅費交通費	748,833	0	748,833	
通信運搬費	34,569	0	34,569	
消耗什器備品費	31,923	0	31,923	
印刷製本費	651,106	0	651,106	
諸謝金	640,800	0	640,800	
雑費	70,230	0	70,230	
②管理費	0	9,641,796	9,641,796	
役員報酬	0	5,194,700	5,194,700	
給料手当	0	968,334	968,334	
退職給付費用	0	55,000	55,000	
福利厚生費	0	380,552	380,552	
会議費	0	5,500	5,500	
旅費交通費	0	948,355	948,355	
通信運搬費	0	170,370	170,370	
消耗什器備品費	0	46,727	46,727	
消耗品費	0	138,344	138,344	
印刷製本費	0	89,814	89,814	
光熱水料費	0	121,990	121,990	
賃借料	0	1,095,600	1,095,600	
租税公課	0	600	600	
雑費	0	425,910	425,910	
経常費用計	21,840,142	9,641,796	31,481,938	
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 3,158,625	7,225,446	4,066,821	
基本財産評価損益等	0	53,046,000	53,046,000	
特定資産評価損益等	5,684,516	0	5,684,516	
投資有価証券評価損益等	0	0	0	
評価損益等計	5,684,516	53,046,000	58,730,516	
当期経常増減額	2,525,891	60,271,446	62,797,337	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	2,525,891	60,271,446	62,797,337	
一般正味財産期首残高			794,236,318	
一般正味財産期末残高			857,033,655	
II. 正味財産期末残高			857,033,655	

令和5年度財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券…移動平均法による原価法を採用している。ただし、債券金額と異なる価額で取得した債券で、当該差額が金利の調整と認められるものは、償却原価法によっている。

その他の有価証券

時価のあるもの…決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)によっている。

時価のないもの…移動平均法による原価法によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

什器備品…定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

退職給付引当金…職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上している。

なお、給付債務は期末自己都合要支給額に基づいて計算している。

(4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税込方式によっている。

2. 金融商品に対する取組方針

当法人は、法人運営の財源の大部分を運用益によって賄うため、債券、株式、デリバティブ取引を組み込んだ複合金融商品により資産運用する。当法人が利用するデリバティブ取引は、デリバティブを組み込んだ複合金融商品(仕組債)のみである。なお、投機目的のデリバティブ取引は行わない方針である。

3. 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は、債券、株式、デリバティブ取引を組み込んだ債券(仕組債)であり、発行体の信用リスク、市場リスク(金利の変動リスク、為替の変動リスク及び市場価格の変動リスク)にさらされている。なお、投資有価証券には、リスクが高いものとして、中途解約が著しく制約されていることにより、満期到来までに資金化することが極めて困難な流動性に乏しい債券(仕組債)200,000,000円が含まれている。

4. 金融商品のリスクに係る管理体制

(1) 資産運用規程に基づく取引

金融商品の取引は、当法人の資産管理規則に基づき行う。

(2) 信用リスクの管理

債券及び仕組債については、発行体の信用情報や時価の状況を定期的に把握し、理事会に報告する。

(3) 市場リスクの管理

株式については、時価を定期的に把握し、理事会に報告する。

5. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
投資有価証券	695,585,228	94,086,284	40,600,578	749,070,934
小計	695,585,228	94,086,284	40,600,578	749,070,934
特定資産				
退職給付引当資産	2,067,000	55,000	0	2,122,000
熱技術研究助成事業強化基金	78,804,146	9,134,198	0	87,938,344
小計	80,871,146	9,189,198	0	90,060,344
合計	776,456,374	103,275,482	40,600,578	839,131,278

6. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
投資有価証券	749,070,934	(0)	(749,070,934)	(0)
小計	749,070,934	(0)	(749,070,934)	(0)
特定資産				
退職給付引当資産	2,122,000	(0)	(0)	(2,122,000)
熱技術研究助成事業強化基金	87,938,344	(0)	(87,938,344)	(0)
小計	90,060,344	(0)	(87,938,344)	(2,122,000)
合計	839,131,278	(0)	(837,009,278)	(2,122,000)

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高  
 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
什器備品	763,926	687,534	76,392
合計	763,926	687,534	76,392

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益  
 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、次のとおりである。

(単位:円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
国債			
国債#14	30,000,000	34,767,000	4,767,000
外国国債			
アルゼンチン2041債	12,549,077	12,597,034	47,957
アルゼンチン2038債	16,371,364	16,817,654	446,290
アルゼンチン2029債	446,664	525,696	79,032
地方債			
大阪府債#184	36,999,153	36,778,000	△ 221,153
大阪府債#419	40,081,600	39,804,000	△ 277,600
社債			
(株)三菱UFJFG#13	5,000,000	4,953,800	△ 46,200
(株)三菱UFJFG#21	75,000,000	74,734,500	△ 265,500
関西電力(株)#506	20,000,000	19,906,800	△ 93,200
関西電力(株)#530	30,229,363	29,452,200	△ 777,163
近鉄グループホールディングス(株)#100	6,002,501	5,999,400	△ 3,101
北海道電力(株)#345	100,034,614	100,030,000	△ 4,614
外国社債			
国際復興開発銀行ワラリス債	100,000,000	112,080,000	12,080,000
欧州復興開発銀行ワラリス債	100,000,000	101,420,000	1,420,000
シタイグループインク#18	98,168,167	101,990,000	3,821,833
合計	670,882,503	691,856,084	20,973,581

9. 関連当事者との取引の内容  
 関連当事者との取引で、注記すべきものはありません。

令和5年度 附属明細書

1. 基本財産及び特定資産の明細

基本財産及び特定資産の明細は、財務諸表に対する注記 5.基本財産及び特定資産の増減額及びその残高に記載しております。

2. 引当金の明細

(単位：円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
退職給付引当金	2,067,000	55,000	0	0	2,122,000

計上方針等は、財務諸表に対する注記 1.重要な会計方針に記載しております。

令和6年4月17日

監 査 報 告 書

公益財団法人谷川熱技術振興基金

理事長 谷川 寛 殿

公益財団法人谷川熱技術振興基金

監事 山田 四司一

監事 桑 木 肇

私たち監事は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの当法人の事業年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

私たち監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要会議に出席し、理事及び使用人等から財産の状況及び職務の執行について報告を受けるほか、あすの監査法人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方法によって、当該年度に係る事業報告及びその附属明細書を検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、当法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

あすの監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

# 独立監査人の監査報告書

令和6年4月17日

公益財団法人谷川熱技術振興基金  
理事会 御中

あすの監査法人

愛知県名古屋市

指 定 社 員

業 務 執 行 社 員

公認会計士

加藤 竜

## <財務諸表等監査>

### 監査意見

当監査法人は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 23 条の規定に基づく監査に準じて、公益財団法人谷川熱技術振興基金の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの第43期事業年度の貸借対照表、損益計算書（公益認定等ガイドラインI-5(1)の定めによる「正味財産増減計算書」をいう。）及び財務諸表に対する注記並びに附属明細書について監査し、あわせて、正味財産増減計算書内訳表（以下、これらの監査の対象書類を「財務諸表等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表等が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の財産及び損益（正味財産増減）の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書並びに財産目録のうち意見の対象とされていない部分である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間

に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表等に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して財務諸表等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表等を作成するに当たり、理事者は、継続組織の前提に基づき財務諸表等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に基づいて継続組織に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続組織を前提として財務諸表等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続組織の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続組織の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表等の注記事項に注意を喚

起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表等の注記事項が適切でない場合は、財務諸表等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続組織として存続できなくなる可能性がある。

・ 財務諸表等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表等の表示、構成及び内容、並びに財務諸表等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### <財産目録に対する意見>

##### 財産目録に対する監査意見

当監査法人は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 23 条の規定に基づく監査に準じて、公益財団法人谷川熱技術振興基金の令和 6 年 3 月 31 日現在の第 43 期事業年度の財産目録（「貸借対照表科目」、「金額」及び「使用目的等」の欄に限る。以下同じ。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の財産目録が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠しており、公益認定関係書類と整合して作成されているものと認める。

##### 財産目録に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、財産目録を、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠するとともに、公益認定関係書類と整合して作成することにある。

監事の責任は、財産目録作成における理事の職務の執行を監視することにある。

##### 財産目録に対する監査における監査人の責任

監査人の責任は、財産目録が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠しており、公益認定関係書類と整合して作成されているかについて意見を表明することにある。

##### 利害関係

法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上